



平成20年
6月定例会
6月6日~6月20日

行政改革の一環により、議会推薦の委員4名を1名に 農業委員会の委員定数条例が 可決成立！

平成20年第9回定例会（6月定例会）は、6月6日に招集され、6月20日までの15日間の会期で開催されました。

本定例会では、13議案が可決成立しました。福岡県が公費医療制度を改正したことに伴う乳幼児・母子家庭等・重度心身障害者の医療費支給条例3議案も全て可決成立しました。

条例

◆心配ごと相談事業の補助に関する条例を廃止する条例制定について

「全員賛成 原案可決」

市が社会福祉協議会に委託して行っていたこの事業は、改正前の介護保険法に基づく「高齢者の地域支援体制整備評価事業」として県が実施していた「高齢者等に対する身近な相談体制の確立事業」の県補助金を活用して行っていました。法の改正により新設された「地域支援事業実施要綱」に基づき地域包括支援センターが「総合相談事業」を行っていることと「心配ごと相談事業」を社会福祉協議会が独自の事業として継続していることが報告されました。

◆筑後市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

「全員賛成 原案可決」

3歳以上の通院の自己負担は1月あたり600円となります。県の制度への「上乗せ」として、3歳以上の入院1日あたり500円、月7日を限度とする自己負担は、市が独自に負担します。

議員の質問に対し、執行部から県南各市の状況が報告されました。それによると「上乗せ」を行わない市が6市、所得制限を設けない市が2市、「未就学児は無料」とする市が1市となっています。「今後、制度を拡充する考えはないか」との質問に対し、市長より「可能かどうかを政策会議で検討することになるだろう」との答

弁がありました。

◆筑後市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

「賛成多数 原案可決」

今回の改正により今後は「筑後市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例」に名称が変わります。自己負担は通院で1月あたり800円、入院で月7日を限度として1日500円となります。

議員の質問に対し、県が今回の改正で寡婦を対象外とした理由が報告され「ひとり暮らしの寡婦への支援を削減することで、乳幼児への支援拡大の財源とする」という県の方針が説明されました。

◆筑後市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

「賛成多数 原案可決」

入院の場合、月20日を限度として1日あたり低所得者300円、一般500円が自己負担となります。議員の質問に対し、これまで無料であった65歳以上

が有料となることが報告されました。「入院の自己負担は重いのではないか」との質問に対しては、乳幼児医療と同様に「上乗せ」を行っている市が近隣で2市あることが報告されました。

◆筑後市農業委員会の選任に関する議会推薦の委員定数に関する条例制定について

「全員賛成 原案可決」

地方自治法は地方公共団体が設置しなければなりません。「行政委員会」を定めています。農業委員会は第180条の5、第3項第1号で「市町村に置かなければならない委員会」とされています。また、別に「農業委員会等に関する法律」が定められており「委員は、選挙による委員及び選任による委員」で構成することになっています。

このうち「選任による委員」については、第12条において「4人を限度として議会が推薦する」規程が設けられています。ただし「条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数」という規程が別に設けられています。質疑において県内各市の委員定数と「選任による委員数」が報告されました。「削減による効果は」との質問に対しては年額120万円となることが答弁されました。また、従来議会から女性2名を推薦してきた経過があることから「女性の参画」について市長の見解を求める質問があり「願わくば公選（選挙による農業委員）で出ていただきたい。理想としては農業に携わる方の民意を受けて女性が出てきていただくという社会を期待する」旨の答弁がありました。

◆筑後市水路工事等受益者分担金徴収条例制定について

「全員賛成 原案可決」

地方自治法第224条では「普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に対し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収すること